

令和 5 年度

保育士修学資金貸付制度

＜募集要項＞

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付制度とは

保育士資格取得のために、保育士養成施設で学ぶ学費を貸付する制度です。卒業後1年以内に保育士登録をして、茨城県内の保育所等の指定施設(※P9表3参照)で、保育士業務に5年間従事した場合、貸付金の返還が全額免除されます。

目次

募集要項 P	2
返還免除を受けられることのできる従事先施設 P	9
申込から貸付金交付までの流れ P	10
Q & A P	11
申請書等提出先・お問合せ先 P	12

令和 5 年度

保育士修学資金貸付申請者募集要項

1 申請期限

令和 5 年 5 月 31 日（水）【必着】

養成施設が茨城県社会福祉協議会へ申請書等を提出する期限です。

※養成施設を通して申請します。

※養成施設は、申請書類をとりまとめ、令和 5 年 5 月 31 日までに、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

※申請内容や添付書類等に不備がある場合は受理できません。

2 貸付対象者（貸付申請できる人）

保育士養成施設に在学し※、卒業後 1 年以内に保育士登録して、茨城県内の保育所等で保育士として従事する意志があり、学業成績が優秀で家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる、次の（1）から（3）のいずれかに該当する方です。

※令和 5 年度入学又は令和 5 年 4 月 1 日現在在学中（正規の履修期間内）であること

（1）茨城県内に住民登録をしている

（2）茨城県内の養成施設（通信課程は除く）に在学している

（3）入学する前年度に茨城県内に住民登録していたが、茨城県外の養成施設に入学するために県外へ転居した

ただし、他の都道府県等の保育士修学資金を受けていない方に限ります。

3 貸付期間

原則として2年以内

正規の修学期間が2年間を超える場合は正規の修学期間とすることができます。ただし、貸付額は2年間に相当する金額が上限です。

4 貸付金額

下表の貸付上限額の範囲内で希望する金額を貸付けます。

貸付は無利子です。

入学準備金、就職準備金及び生活費加算のみの貸付けはできません。

貸付金の種類	貸付上限額	留意事項
修学資金	月額 50,000 円 (総額 1,200,000 円)	<ul style="list-style-type: none">• 原則 2 年間まで• 正規の修学期間が 2 年間を超える場合、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。ただし、貸付額上限は 120 万円です。 (例) 4 年制大学の場合 月 25,000 円 × 48 ヶ月 = 1,200,000 円
入学準備金	200,000 円	<ul style="list-style-type: none">• 入学金のみが対象です。• 減免等がある場合は、それを除いた自己負担額が上限です。• 令和 5 年度に入学した場合のみ申請できます。(入学年度中に貸付けます)
就職準備金	200,000 円	【表 3】の施設で就業中の場合は申請できません。
生活費加算	家賃相当額 申請時の居住地の生活扶助基準の居宅額のうち、年齢区分の額に相当する額を基本として別に定める額	生活保護世帯またはそれに準ずる経済状況にある世帯が対象です。 生活費加算を受ける場合は、生活保護の廃止が必要です。

5 申請手続

- 1 申請者は、【表1】の貸付申請書等を、養成施設に提出してください。
- 2 養成施設は、【表2】の推薦書等を作成し、上記の申請書等と併せて、
申請期限：令和5年5月31日（水）までに茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

【表1】申請者が養成施設に提出する書類

	申請に必要な書類	注意事項
1	修学資金貸付申請書（第1号様式）	<ul style="list-style-type: none"> • A4両面とすること • 全て申請者本人が記入する。（連帯保証人予定欄も申請者が記入する。） • 訂正する場合は、訂正印を押印する。修正テープ不可。
2	住民票謄本 1通 ＜市町村長が発行するもの＞ ※申請者が単身世帯の場合は、生計維持者の世帯の住民票謄本1通も必要（合計2通）	<ul style="list-style-type: none"> • 3ヶ月以内に発行したもの • 世帯全員の記載があるもの • 続柄の記載があるもの • マイナンバーの記載が無いもの • 外国籍の方は、在留資格の記載があるもの
3	市町村県民税課税額証明書 ＜市町村長が発行するもの＞ ※住民票に記載されている18歳以上の家族全員分	<ul style="list-style-type: none"> • 3ヶ月以内に発行されたもの • 申請者も含め住民票に記載されている18歳以上の家族全員分が必要です。（直近のもの） • 課税されていない場合（課税額0円）も、課税証明書または非課税証明書が必要です。
4	連帯保証人の • 市町村県民税課税証明書 • 所得証明書 ＜市町村長が発行するもの＞	<ul style="list-style-type: none"> • 所得額及び市町村県民税が課税されていることがわかる場合は、どちらか1部を提出してください。 • 上記3と重複している場合は、所得証明書のみ提出してください。（市町村県民税課税証明書に所得額の記載がある場合は不要です。）
5	直近の学業成績証明書 ＜高等学校等が発行するもの＞	在学中の養成施設の成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校等の成績証明書
6	修学費用の見込み及び他制度の利用状況について	<ul style="list-style-type: none"> • 修学費用見込額欄は必ず記入する。 • 他制度利用状況欄は該当者のみ記入する。
7	個人情報の取扱同意書	<ul style="list-style-type: none"> • A4両面とすること • 申請者、連帯保証人が署名捺印する。
8 *	奨学金等の給付を受けている証書等の写し	奨学金等の給付を受けている人のみ
9 *	離職後2年以内であることを証明する書類（離職証明書等）	中高年離職者のみ
10 *	生活保護受給証明書	生活費加算を申請する方のみ

*印（8、9、10）は該当者のみ提出

【表2】養成施設が作成する書類

	申請に必要な書類	注意事項
1	推薦書（第4号様式）	
2	令和5年度「高等教育の修学支援新制度」及び「学校独自制度による減免」決定状況確認票	申請者の入学金及び修学資金の自己負担額を確認しますので、各申請者の修学支援新制度の利用状況及び減免額を正しく記入してください。

※貸付の審査において、追加書類の提出を求められることがあります。

6 連帯保証人

連帯保証人1名が必要です。

＜連帯保証人の要件＞

日本国内に居住する日本国籍を有する者又は永住者もしくは特別永住者で、独立した生計を営む成年

※市町村県民税非課税の方、債務整理中（自己破産等）の方などは、連帯保証人になることはできません。

7 審査

茨城県社会福祉協議会において審査をします。

申請内容に不備等がある場合は、養成施設を通してご連絡します。

8 貸付決定

貸付の可否を決定し、申請者及び養成施設に、審査結果を通知します。

9 貸付契約

貸付決定後、貸付契約を締結します。

指定した期間内に、申請者（学生）本人が、茨城県社会福祉協議会に来所して手続きを行ってください。連帯保証人の同席をお願いすることもあります。

貸付契約の締結には、申請者及び連帯保証人の実印、申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。

貸付金の振込口座（申請者名義のもの）申込書も提出していただきます。

実印及び印鑑登録証明書について

貸付契約には、学生本人の実印及び印鑑登録証明書が必要です。

実印の無い方は、早めに市町村窓口で登録してください。

登録から印鑑登録証明書の発行までに10日前後かかる場合がありますのでご注意ください。

10 貸付金の交付

原則として、3ヶ月分ずつ、年4回に分けて、申請者本人名義の口座へ振込みます。振込予定日は文書でお知らせします。

ただし、初回は、令和5年4月から9月分（6ヶ月分）をまとめて振込む予定です。（令和5年9月下旬以降）

<貸付金交付予定表>

	令和5年度											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
送金時期	令和5年9月下旬						令和5年12月下旬			令和6年3月下旬		
	令和6年度											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
送金時期	令和6年6月下旬			令和6年9月下旬			令和6年12月下旬			令和7年3月下旬		

11 契約解除

次の場合は貸付契約を解除します。

- (1) 申請者が貸付を辞退したとき
- (2) 養成施設を退学したとき
- (3) 学業成績又は素行が著しく不良になったと認められるとき（留年など）
- (4) 心身の故障等のため修学又は就業を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (5) 虚偽又は不正な申請により貸付を受けたとき
- (6) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

12 貸付金の返還

次の場合は貸付金を返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録をしなかったとき
- (3) 県内の保育所等で保育士の業務に従事しなかったとき、または従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡したとき、又は心身の故障等のため業務に従事できなくなったとき

貸付金の返還が決定された場合は、返還事由が発生したときから、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦、半年賦の均等払、もしくは一括払により返還していただきます。

返還期限までに返還しなかったときは、年3.0パーセントの延滞利子が発生します。

13 返還免除

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録し、保育士（又は保育教諭）として茨城県内の保育所等の指定施設（【表3】参照）において、**引き続き5年間**業務に従事した場合、貸付金の返還債務が免除されます。

※5年間とは、在職期間が1,825日以上でかつ業務に従事した期間が1,200日以上です。

※県内の過疎地域で従事した場合、又は中高年離職者の場合は3年間業務に従事すると免除されます。（中高年離職者とは、養成施設入学時45歳以上でかつ離職後2年以内の方です。）

※1年あたり原則として240日以上従事してください。

<参考> 茨城県内の過疎地域（R4.4 現在）

稲敷市、桜川市、行方市、河内町、太子町、利根町

潮来市のうち旧牛堀町にあたる地域

かすみがうら市のうち旧霞ヶ浦町にあたる地域

常陸太田市のうち旧里美村、旧水府村にあたる地域

常陸大宮市のうち旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村にあたる地域

城里町のうち旧七会村、旧桂村にあたる地域

14 貸付後の手続き

卒業したとき、就職したとき、住所等が変更になったときなどには、届け出等の手続きが必要です。詳しくは貸付契約時にご説明します。

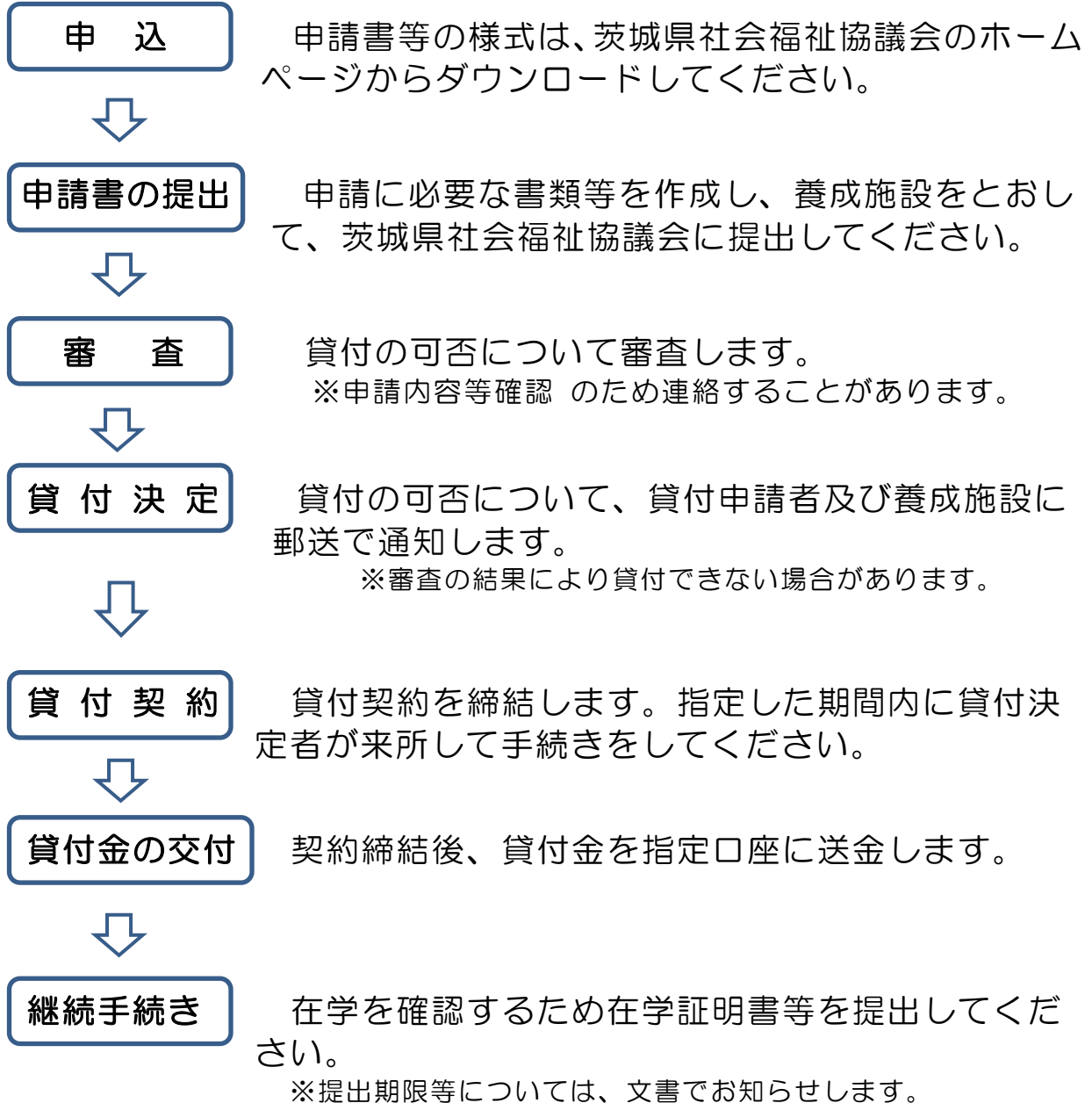
15 その他

申請内容の確認等のため連絡することがあります。茨城県社会福祉協議会の電話番号（029-350-8366）を携帯電話等に登録してください。

【表3】返還免除が適用される保育所等の指定施設

区域	法令・通知等	施設等種別	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重度心身障害施設「むらさき愛育園」	
県内施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第7条	保育所／幼保連携型認定こども園／助産施設／乳児院／母子生活支援施設／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア) 第59条の2の規定により届出を出した施設 イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって第34条の15第1項の事業及び同法第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
		第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
		第6条の3第2項に規定された、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
		第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの	企業主導型保育事業

申込から貸付金交付までの流れ



- ※ 氏名・住所変更など状況が変更した場合は届出が必要です。
- ※ 退学した場合は契約解除になり貸付金を返還して頂きます。

Q & A

Q. 申込みはどのようにするのですか。

- A. 在学する指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）を通して申請します。養成施設が定める期限までに申請書及び添付書類を揃えて申し込んでください。
なお、募集要項や申請書は養成施設を通じて県社協に請求するか、県社協のホームページからダウンロードしてください。

Q. 連帯保証人になれるのは誰ですか。

- A. 日本国籍を有する方、又は永住者もしくは特別永住者で独立の生計を営む成人です。市町村県民税非課税の方は連帯保証人にはなれません。

Q. 茨城県外の養成施設に入学しました。修学資金の貸付けを申請できますか。

- A. 茨城県内に住民登録がある方、または、養成施設に入学するため県外に引越した場で、入学の前年度まで茨城県に住民登録していた方は申請できます。ただし、養成施設を卒業後、保育士登録をして茨城県内で保育士として業務従事する必要があります。

Q. 養成施設の2年生ですが、申請できますか。

- A. 正規の修学期間内であれば、2年生以上でも申請できます。留年等で在学期間が延長した場合は、申請できません。

Q. 他の奨学金や貸付けの申込みをしていますが、申請できますか。

- A. 日本学生支援機構や銀行ローン等を利用していても申請は可能ですが、修学に必要な相当額を上回る貸付となる場合等は、奨学金又は本会貸付の借入額を減額していただくことがあります。
なお、他の公的支援制度(他の都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金貸付等)や国庫補助事業等^(※)を活用している方は貸付の対象とならない場合がありますのでご相談ください。
(※ 生活福祉資金(教育支援資金)や母子父子寡婦福祉資金の修学に関する貸付、職業訓練促進給付金等)

Q. 高等教育の修学支援新制度と併用できますか。

- A. 「高等教育の修学支援新制度」が優先されます。併用は可能ですが、必要額から修学支援新制度等の減免額を差し引いた後も自己負担額がある場合は申請できます。
なお、給付型奨学金を利用される方は生活費加算の申し込みはできません。

Q. 申請すれば必ず貸付してもらえますか。

- A. 審査により、貸付に必要な要件を満たしていない場合や、申請者多数の場合は貸付できないことがあります。

申請書等提出先・お問合せ先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918番地

セキショウ・ウェルビーイング福社会館3階

TEL : 029-350-8366

FAX : 029-244-4652

※平日午前9時から午後5時まで

※土日・祝日及び年末年始は休みです。

